

平塚市における市民後見人養成の状況（令和5年9月15日現在）

年次		第一期 (H24年度～)	第二期 (H25年度～)	第三期 (H26年度～)	第四期 (H27年度～)	第五期 (H29年度～)	第六期(H30年度～) 権利擁護人材育成講座として開催	第七期(R2年度～) 権利擁護人材育成講座として開催	第八期(R4年度～) 権利擁護人材育成講座として開催	
I 基礎 研 修	(1) 応募資格	平塚市に在住で、基礎研修受講年度の3月31日現在で満25歳以上の方（年齢上限無し）					市内在住・在勤・在学の18歳以上の方			
	(2) 定員	25名			15名			定員なし		
	(3) 説明会日程	12月15日(土)午後、12月18日(火)夜	11月5日(火)夜、11月11日(月)午後	11月12日(水)夜、11月15日(土)午後	11月4日(水)夜、11月10日(火)午後	5月13日(土)午前、5月17日(水)午後	8月4日(土)午後、8月27日(月)午後	9月12日(土)午前、15日(火)午後、17日(木)午後	(動画配信)8月1日(月)～9月15日(木)	
	(4) 会場	県平塚保健福祉事務所		県平塚合同庁舎		平塚市役所		平塚栗原ホーム/平塚市役所		平塚栗原ホーム
	説明会に出席していることが、養成講座の応募要件。 ※第二期については、同時期に開催している県央（海老名及び綾瀬）における説明会の出席も可。									
	(5) 広報	市広報11月16日号	市広報10月18日号	市広報10月17日号	市広報10月2日号	市広報4月7日号	市広報6月15日号	市広報7月17日号、タウンニュース7月23日号	市広報7月15日号、タウンニュース8月4日号	
	(6) 参加者数	36名	20名	31名	7名	9名	40名	19名	動画視聴24名、対面1名	
	(7) 申込/受講決定	14名/14名	14名/14名	15名/15名	6名/6名	4名/4名	14名/14名	12名/12名	10名/10名	
	(8) 研修日程	全4日間の日程を、2月2日、9日、16日、23日の土曜日に開催。	全4日間の日程を、1月・2月の平日に開催。 第1日～第3日は、一日単位で、他の地域の講座を振り替え受講可。 ※半日単位等、日を分割した受講不可。第4日は、「事例検討」実施のため、平塚市で受講しなければならない（他地域講座を振り替え受講不可）。		全4日間の日程を、1月18日(月)、26日(火)、2月9日(火)、23日(火)の平日に開催。	全4日間の日程を、1月18日(月)、26日(火)、2月9日(火)、23日(火)の平日に開催。	全4日間の日程を、7月25日(火)、8月2日(水)、24日(木)、31日(木)の平日に開催。	全4日間の日程を、10月6日(土)、26日(金)、11月10日(土)、28日(水)に開催。 必修科目を含め、75%以上(受講時間数)の出席により修了認定。また、指定する関連講座等(県社協の基礎研修を含む)の受講を振替受講と認めた。	全4日間の日程を、10月31日(土)、11月12日(木)、21日(土)、26日(木)に開催。 必修科目を含め、75%以上(受講時間数)の出席により修了認定。また、コロナウイルス感染症対策の観点から講座のビデオ視聴を振替受講と認めた。	全4日間の日程を、10月13日(木)、10月28日(金)、11月11日(金)、25日(金)に開催。 必修科目を含め、75%以上(受講時間数)の出席により修了認定。
	(9) 会場	平塚保健福祉事務所	平塚栗原ホーム			第1・2日：神奈川県社会福祉会館、第3・4日：平塚市役所		第1・3日：平塚栗原ホーム、第2・4日：平塚市役所	平塚栗原ホーム	平塚栗原ホーム
(10) 修了判定	11名修了認定 3名不認定	13名修了認定 1名不認定	14名修了認定 1名不認定	6名全員修了認定	4名全員修了認定	12名修了認定 2名不認定	10名修了認定 2名不認定	9名修了認定 1名不認定		
2 実践 研 修	(1) 申込/受講決定	10名/10名	13名/13名	13名/13名	6名/6名	4名/4名	4名/4名	6名/6名	6名/6名	
	(2) 研修日程	10月3日(木曜)～12月19日(木曜)までの7日間	10月7日(火曜)～12月11日(木曜)までの8日間	7月16日(木曜)～11月5日(木曜)までの9日間	7月19日(火曜)～11月2日(水曜)までの9日間	9月27日(水曜)～12月7日(木曜)までの9日間	6月11日(火曜)～1月29日(水曜)までの6日間	6月14日(月曜)～12月末日までの8日間	6月12日(月曜)～10月11日(水曜)までの7日間	
	(3) 会場	平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所	平塚市保健センター、平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、茅ヶ崎市社会福祉協議会、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、横浜家庭裁判所(小田原支部)	平塚栗原ホーム、小田原合同庁舎	平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所(小田原支部)	
	(4) 修了判定	10名中10名修了認定	13名中13名修了認定	13名中11名修了認定	6名中5名修了認定	4名全員修了認定	4名全員修了認定	6名全員修了認定		
3 後見サ ポーター 活動の 状況	(1) 申込及び採用者	7名申込：7名採用(5名退職)	12名申込：10名採用(4名退職)	8名申込：8名採用(2名退職)	5名申込：5名採用	4名申込：3名採用	2名申込：2名採用	4名申込：4名採用		
	(2) 位置づけ	平塚市市民後見人養成講座(実践研修)を修了された方の申し込みに基づき、選考のうえ、平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の後見活動支援員(以下、「後見サポーター」という)として、後見活動に従事いただく。第一期を26年10月1日付、第二期を27年8月1日付、第三期を28年8月1日付、第四期を29年8月1日付、第五期を30年8月1日付、第六期を令和2年10月1日付で採用。第七期を令和4年9月1日付で採用。								
	(3) 支援員活動	後見サポーターは、修了された方2人1組で、ケースを担当。この場合、あらかじめ、主担当と副担当を決めておく。担当ケースは、法人後見事業で受任している成年被後見人等の人数やその方々の支援内容等に応じ、個別に判断。したがって、後見サポーターとしての活動の申し込みされた方全員が、同時に、後見活動に従事し始めるのではなく、順次、活動。通常の活動は、2人組で従事。急を要する場合には、主担当が単独で対応。ただし、主担当の都合がつかない場合など、やむを得ないときは、副担当が単独で対応もありうる。後見サポーターとしての後見活動は、通常、月に1～2回の従事を想定。1回あたりの活動は、①活動前の準備・打合せ等、②後見活動(移動)、③活動後の書類作成・報告等をふくめ、おおむね3時間程度。また、担当するケースへの従事以外に、後見サポーター全員による情報交換と研修等を目的とした「全体会」を2か月に1回開催(奇数月の第一木曜日の午前)。								
	(4) 活動状況	第一期：現員2名中2名が成年後見人等選任(過去に選任された3ケースすべて被後見人死亡により終了)。 第二期：現員5名中4名が成年後見人等選任(過去に選任された1ケース被後見人死亡により終了)。 第三期：現員4名中3名が成年後見人等選任(過去に選任された2ケースすべて被後見人死亡により終了)。1名がサポーター活動中。 第四期：現員5名中2名が成年後見人等選任(1ケース被後見人死亡により終了)。3名がサポーター活動中。 第五期：現員2名。2名がサポーター活動中。 第六期：現員2名全員がサポーター活動中。 第七期：現員4名。 以上、七期までの現員24名中10名が選任(うち4ケース終了)、8名がサポーター活動中。現在、感染症対策のため、活動は、個別のケースに応じ、施設等と協議・調整し実施。								

市民後見人選任ケースの概況表

令和5年
9月15日現在

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
後見等類型	1	後見	後見	後見	後見	後見	保佐	後見	保佐	補助	後見	後見	後見	保佐	
追加選任年月	2	H28年3月	H28年3月	H28年3月	H29年12月	H29年12月	H30年11月	R元年11月	R2年1月	R2年2月	R3年4月	R3年5月	R5年8月	R5年8月	
(後見等開始年月)	3	H25年9月	H25年9月	H26年4月	H27年1月	H27年2月	H27年6月	H30年4月	H29年11月	H29年12月	H28年11月	H28年6月	H30年2月	H25年6月	
ご本人の状況(追加選任時)	年齢	4	70歳代	90歳代	80歳代	80歳代	80歳代	80歳代	80歳代	80歳代	90歳代	90歳代	80歳代	60歳代	70歳代
	居所	5	特養	グループホーム	グループホーム	特養	グループホーム	住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	特養	グループホーム	グループホーム	特養	入院中	在宅
	身体・生活状況等	6	車イスで移動。簡単な会話可。精神状態、落ち着いている。	手すりを用いて移動。簡単な会話可。精神状態、落ち着いている。	短い距離は歩行できる。言葉は出づらいが、簡単な会話可。精神状態、落ち着いている。	会話可。精神状態、落ち着いている。	会話可。昼夜逆転がみられる。	歩行、会話ともに可。身体面、精神面ともに落ち着いている。	会話も可能で、比較的安定。	会話可。認知症がすすんでいる。	身体面は異常はないが、昼夜逆転、被害妄想がみられる。	会話可。身体面、精神面ともに比較的安定しているが、認知症の進行がみられる。	歩行もしっかりされており、身体面、精神面ともに落ち着いている。	会話困難。身体面は安定。	歩行、会話ともに可。
	交流のある親族の有無	7	なし	なし	親族との交流あり	親族との交流あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	主な収入等	8	年金	年金 生活保護費	年金 生活保護費	年金	年金	生活保護費	生活保護費	年金	生活保護費	年金 (収支は、若干のマイナス)	年金	年金	年金 (収支は、若干のマイナス)
備考(その後の変化等)	9		転居し、別のグループホームに入居	特養に入所後、市外の病院に入院			入院後、特養に入所								
特記事項	10	H28年8月 ご本人死去により後見事務終了	H29年9月 ご本人死去により後見事務終了	R1年8月 ご本人死去により後見事務終了	R5年1月 ご本人死去により後見事務終了		R5年9月 ご本人死去		R2年9月 ご本人死去により保佐事務終了	R4年8月 ご本人死去により補助事務終了	R3年10月 ご本人死去により後見事務終了				

令和5年 ケース検討調整会議及びケースの状況

令和5年9月20日現在

	開催日	通算回数	招集委員数	出席委員数 (注)	ケースの検討調整会議						ケースの状況		
					方針策定	モニタリング等	市長申立要請	左記以外	65歳未満	65歳以上	市長申立決定	後見人等選任	選任された後見人等の内訳
令和4年度	1月25日	(1)	9	9	1	0	1	0	0	1	4	4	弁護士 1件 司法書士 1件 法人 2件 ※ 選任後、ご本人死亡により終了(1件)。
	2月22日	(2)	5	5	1	0	1	0	0	1			
	3月22日	(3)	5	5	2	0	2	0	0	2			
令和5年度	4月19日	(4)	5	5	3	0	3	0	0	3	5	1	行政書士 1件
	5月 (休会)												
	6月21日	(5)	5	5	2	0	2	0	1	1			
	7月 (休会)										2	0	
	8月23日	(6)	5	5	2	0	2	0	1	1			
	9月20日	(7)	5	5	2	0	2	0	0	2			
計					13	0	13	0	2	11			

注)出席委員には代理委員を含む

平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求（以下「市長審判請求」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求対象者)

第2条 市長審判請求の対象者（以下「審判請求対象者」という。）は、原則として、本市に住所を有する者（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）のうち、判断能力が不十分で、身寄りがない等の場合であつて、当事者による審判の請求が期待できないと市長が認める者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている場合 実施機関が本市となる者
- (2) 措置入所者である場合（前号に掲げる場合を除く。） 本市が入所措置を行った者
- (3) 介護保険制度による被保険者である場合（第1号に掲げる場合を除く。） 保険者が本市となる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく援護を受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。） 実施主体が本市となる者

2 前項各号に掲げるもののほか、審判請求対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。

(市長審判請求の要請)

第3条 次に掲げる者は、審判請求対象者がいると判断したときは、市長に対し市長審判請求を行うよう要請することができるものとする。

- (1) 審判請求対象者の日常生活の援護者（親族以外の者に限る。）
- (2) 児童委員及び民生委員
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業に係る施設等の長又

は福祉事務所の長

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設その他これに類する施設の長

(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の長

(6) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所の長

2 前項の規定により市長審判請求の要請をしようとする者は、審判請求対象者に係る市長審判請求の可否その他市長審判請求の手続きについて、平塚市成年後見利用支援センター（平塚市成年後見利用支援センター設置規則（平成26年規則第40号）の規定により設置する平塚市成年後見利用支援センターをいう。）へ事前に相談し、センター長が決めた日までに、検討の調整を依頼しなければならない。ただし、虐待等、緊急な理由があると市長が判断した場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合において、市長審判請求の要請をしようとする者は、要請書（第1号様式）に、意見書（前項の規定による依頼の結果が記載されているものをいう。）を添えて、市長へ提出しなければならない。

4 第2項ただし書の場合において、市長審判請求の要請をしようとする者は、要請書を市長へ提出しなければならない。

（市長審判請求の担当課）

第4条 前条に規定する要請書の提出があった場合には、原則として、次の各号に掲げる審判の請求の区分に応じ、当該各号に掲げる課（以下「担当課」という。）が、成年後見調整会議に意見を聴く手続を行うこととする。

(1) 老人福祉法第32条の規定による審判の請求 高齢福祉課

(2) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定による審判の請求 障がい福祉課

（市長審判請求の決定等）

第5条 市長は、第3条に規定する要請を受けたときは、成年後見調整会議において、次に掲げる事項を確認し、及び総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定するものとする。

(1) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度

(2) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による審判請求対象者に対する支援策の効果

- (3) 審判請求対象者の親族の存否、当該親族による審判請求対象者保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 審判請求対象者の生活、資産及び収入状況
- (5) 望ましい後見候補者及び当該候補者を選んだ理由

2 市長は、市長審判請求の決定の結果を、成年後見制度における市長審判請求要請に関する決定通知書（第2号様式）により当該要請人に通知するものとする。

3 成年後見調整会議において、必要と認めるときは、第1項各号に掲げる事項及び市長審判請求の可否のほか、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 財産管理、契約を伴うサービスの必要性等、審判請求対象者の福祉を図るために必要な支援策
- (2) 審判請求対象者の置かれている状況等から緊急に対応が必要な場合は、関係法令に基づく入所等の措置

（費用負担）

第6条 市長は、市長審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

（審判請求費用の求償）

第7条 市長は、原則として、前条の規定に基づき負担した審判請求費用について当該審判請求費用の求償権を得るため、法第29条第1項の規定により、審判請求対象者に当該審判請求費用を負担させる旨の申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

（利息）

第8条 前条の規定に基づき審判請求対象者が負担する審判請求費用に対する利息は、無利息とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、市長審判請求に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平塚市成年後見制度運営事業実施要綱（平成18年10月1日施行。次項において「旧

要綱」という。)は、廃止する。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている審判の請求及び審判の請求に係る申立ての要請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

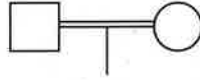
附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱第3条第2項の規定により要請書を提出した者については、なお従前の例による。

成年後見制度における市長審判請求要請書			
			年 月 日
(提出先) 平塚市長		要請人 機関名 _____ 住 所 〒 _____ 連絡先 _____ () _____ 代表者 _____ 担当者 _____ 審判請求対象者との関係 (_____)	
成年後見利用支援センターへの相談状況		相談日： 年 月 日 相談員 (_____)	
要請根拠		<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> その他	
審判請求対象者の状況	ふりがな	生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒 _____	TEL (_____)
	居所	〒 _____ <input type="checkbox"/> 同上	TEL (_____)
判断能力に関する状況	判断能力低下の診断等	<input type="checkbox"/> 有→	程度 (<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助) 年 月 日診断 (医療機関： _____)
		<input type="checkbox"/> 無→	要請者の見立て (<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助) 相当 答えられるもの <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 今日の日付 <input type="checkbox"/> 現在の時間 <input type="checkbox"/> 現在の居場所 <input type="checkbox"/> 直近の食事内容 できること <input type="checkbox"/> 家族と他人の区別 <input type="checkbox"/> 簡単な足し算/引き算 <input type="checkbox"/> 一人で買い物 <input type="checkbox"/> 預貯金の引き出し
		要介護認定	<input type="checkbox"/> 未認定 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 (1・2) <input type="checkbox"/> 要介護 (1・2・3・4・5)
	認知症診断	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (_____ 年 月診断 医療機関： _____)	
	知的障がい	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手帳 (<input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2) <input type="checkbox"/> 判定のみ	
	精神障がい	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手帳 (_____ 級) <input type="checkbox"/> 自立支援 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害年金	
	かかりつけ医	名称	申立の診断書
担当医		診療科	
連絡先		〒 _____	TEL (_____)
財産の状況	収入	円/年 (内訳 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 給与等 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
	資産	円 (内訳 <input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
	財産管理	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (_____)	
	日常生活自立 支援事業の利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 有 (_____ 年 月頃から) (<input type="checkbox"/> 利用援助 <input type="checkbox"/> 金銭管理 <input type="checkbox"/> 書類預り)	

家族の状況

関係図
(ジェノグラム)



氏名	年齢	続柄	交流	申立意向確認	連絡先	備考
			有・無	済・未		
			有・無	済・未		
			有・無	済・未		
			有・無	済・未		
			有・無	済・未		
			有・無	済・未		
			有・無	済・未		
			有・無	済・未		
			有・無	済・未		
			有・無	済・未		

親族が申し立てられない理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

成年後見人等を必要とする理由

必要とする理由	<input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 身上監護 <input type="checkbox"/> 虐待及び権利侵害 <input type="checkbox"/> その他 ()

本人の状況

生活歴	(出身地、学歴、職歴、結婚歴等)

現在の生活状況・身体状況	(日中の過ごし方、同居家族、身体状況、既往歴、日ごろの支援者（キーパーソン）等)

生活環境	(住居の状況、本人の部屋（専用の部屋の有無等）の状況等)

本人の意向・望ましい候補者

本人の意向	(成年後見人等の利用に関する本人の意向を具体的に)

必要と見込まれる支援	<input type="checkbox"/> 財産管理 (<input type="checkbox"/> 預貯金等金融機関との取引 <input type="checkbox"/> 不動産手続関係 <input type="checkbox"/> 債務整理 <input type="checkbox"/> 保険契約関係 <input type="checkbox"/> 支払等諸手続 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 相続関係 (<input type="checkbox"/> 相続承諾・放棄 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 遺産分割 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 身上監護 (<input type="checkbox"/> 介護契約 <input type="checkbox"/> 認定申請 <input type="checkbox"/> 入院等病院手続関係 <input type="checkbox"/> 施設利用手続 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 登記・税・訟 (<input type="checkbox"/> 登記申請 <input type="checkbox"/> 税金申告・納付 <input type="checkbox"/> 訴訟行為 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 市民後見人 <input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 平塚市社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> NPO成年後見湘南 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()) 具体的な人や機関があれば記入 ()) 上記を選んだ理由
望ましい後見候補者	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 市民後見人 <input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 平塚市社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> NPO成年後見湘南 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()) 具体的な人や機関があれば記入 ()) 上記を選んだ理由
	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 市民後見人 <input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 平塚市社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> NPO成年後見湘南 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()) 具体的な人や機関があれば記入 ()) 上記を選んだ理由

【成年後見調整会議の結果】

担当課記入欄

成年後見調整会議開催日時	月	日	担当者	課
市長申立て	する・しない			
備考			

参考2-3

平塚市成年後見利用支援センター(中核機関)における 「ケース検討調整会議」の設置・運営について

1 中核機関における「ケース検討調整会議」の設置について

(1) 中核機関について

平塚市成年後見利用支援センターは、令和4年3月28日、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関とされました(平塚市成年後見利用支援センター設置規則第3条)。

※平塚市成年後見利用支援センター設置規則(平成26年規則第40号)は別添資料をご確認ください。

(2) ケース検討調整会議

ご本人の判断能力低下・不十分による生活の維持が困難なケースについて、ご本人の権利を擁護する観点から、主として成年後見制度の利用による課題の解決を目指し、平塚市成年後見利用支援センターに「ケース検討調整会議」を置きます(ケース検討調整会議は、「社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領」に基づき、設置・運営いたします。当該要領は、別添資料のとおりです。)

ケース検討調整会議の具体的な機能としては、個別ケースについての①支援方針の策定(後見制度を利用する場合は後見人等候補者調整を含む)、②一定期間経過後のモニタリング(後見人等の後見事務の評価を含む)、③モニタリング結果に基づく支援方針の見直し(後見人等の交代等を含む)を行うほか、④親族後見人等からの相談に係る対応案の検討、⑤成年後見制度利用上の苦情・不適切事案の対応案の検討などを行います。

なお、当面の間は、ケース検討調整会議における個別ケースの対象は、市長申立要請のケースを中心とする予定です。

2 ケース検討調整会議の組織・運営について

(1) ケース検討調整会議の組織

ケース検討調整会議の委員は、平塚市成年後見利用支援センターのセンター長のほか、第三者後見の後見専門職団体(5団体)及び成年後見制度を利用する当事者の方やその立場を代弁することが期待できる方の団体(具体的には、当事者・家族による団体で、かつ、平塚市障がい者団体連合会の構成団体)から推薦された方(10名以内)に就任いただきます。なお、ケース検討調整会議の委員は、平塚市成年後見利用促進協議会の委員を兼ねることはできません。

ケース検討調整会議には、平塚市役所関係課からも出席いただきます。

(2) ケース検討調整会議の運営

ケース検討調整会議は、平塚市成年後見利用支援センターのセンター長が議長となり、おおむね、1か月に1回のペースでの開催を予定しています。

なお、定例のケース検討調整会議に出席いただく委員(招集の対象となる委員)は、委員全員ではなく、5名を予定しています。出席いただく5名の委員の方の具体的なイメージは、次のとおりです。

センター長

第三者後見の後見専門職団体(5団体から3名)。ただし、社会福祉士会推薦の委員は、毎回出席)

成年後見制度を利用する当事者の方やその立場を代弁することが期待できる方の団体から1名

計 5名

また、招集の対象となった委員の方がケース検討調整会議に出席くださった場合、一定額の委員報酬を当該委員にお支払いします。

3 令和4年度中のスケジュール

(1) 各団体への委員推薦のお願い

前記2(1)の各団体の方々には、委員の推薦につき、本年9月30日(金曜)までにご回答くださるようお願いいたします。その際、委員に就任いただいた方が、ケース検討調整会議に急遽出席できなくなった場合等に備えて、代理委員1名をあわせて推薦くださるようお願いいたします。

(2) 年度内のケース検討調整会議開催スケジュール

令和4年10月26日(水曜) 15時～17時 ケース検討調整会議準備会

本準備会には、委員全員の出席をお願いします。

令和5年1月25日(水曜) 15時～17時 ケース検討調整会議(第1回)

第1回会議には、委員全員の出席をお願いします。

2月22日(水曜) 15時～17時 ケース検討調整会議(第2回)

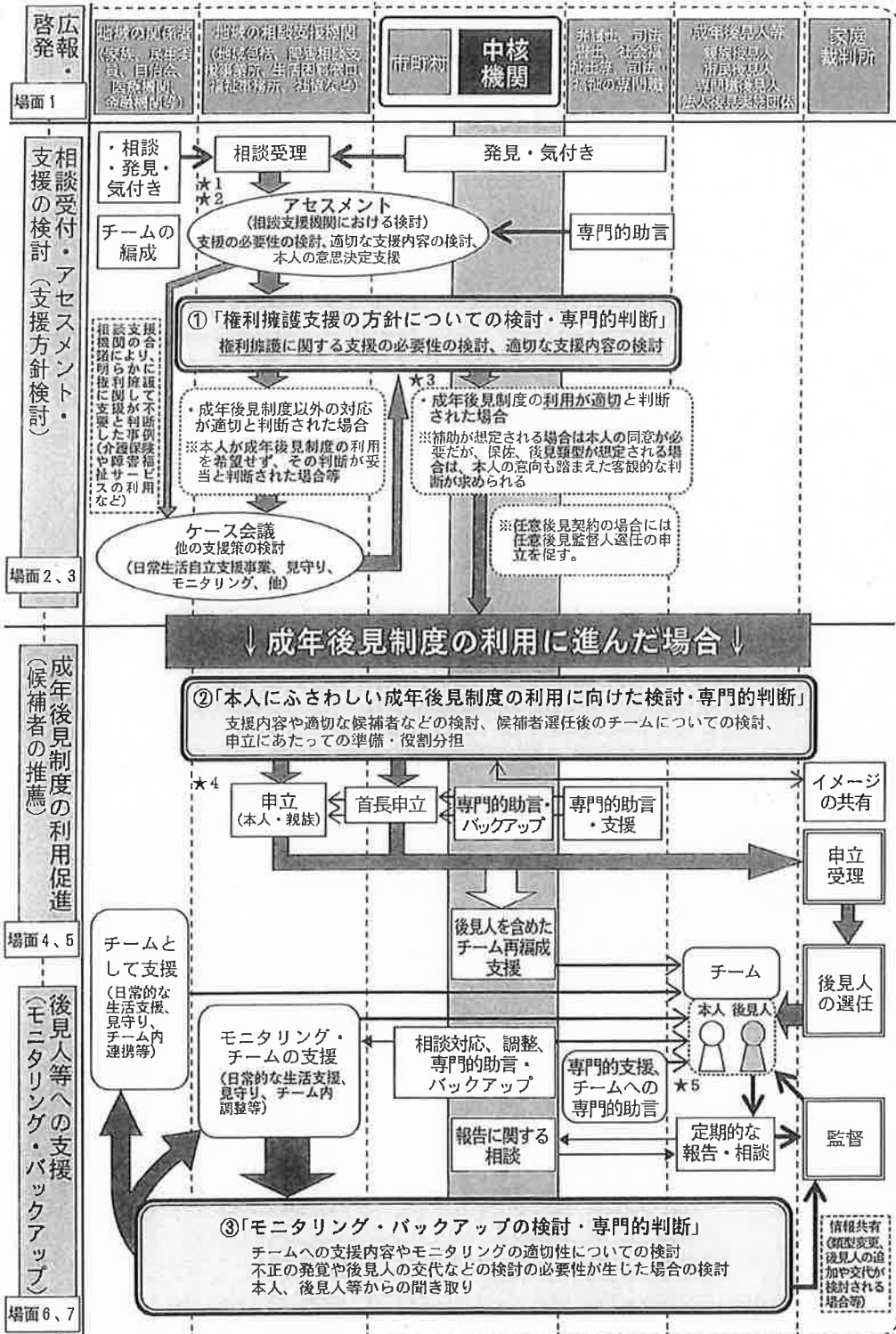
第2回会議以降は、前記2(2)記載の委員(5名)での開催を予定しています。出席いただく委員さんについては、10月の準備会で、調整します。

3月22日(水曜) 15時～17時 ケース検討調整会議(第3回)

定例のケース検討調整会議は、「月の最終火曜日の前週の水曜日」の「午後3時から5時までの2時間」の時間帯に開催を予定しています。

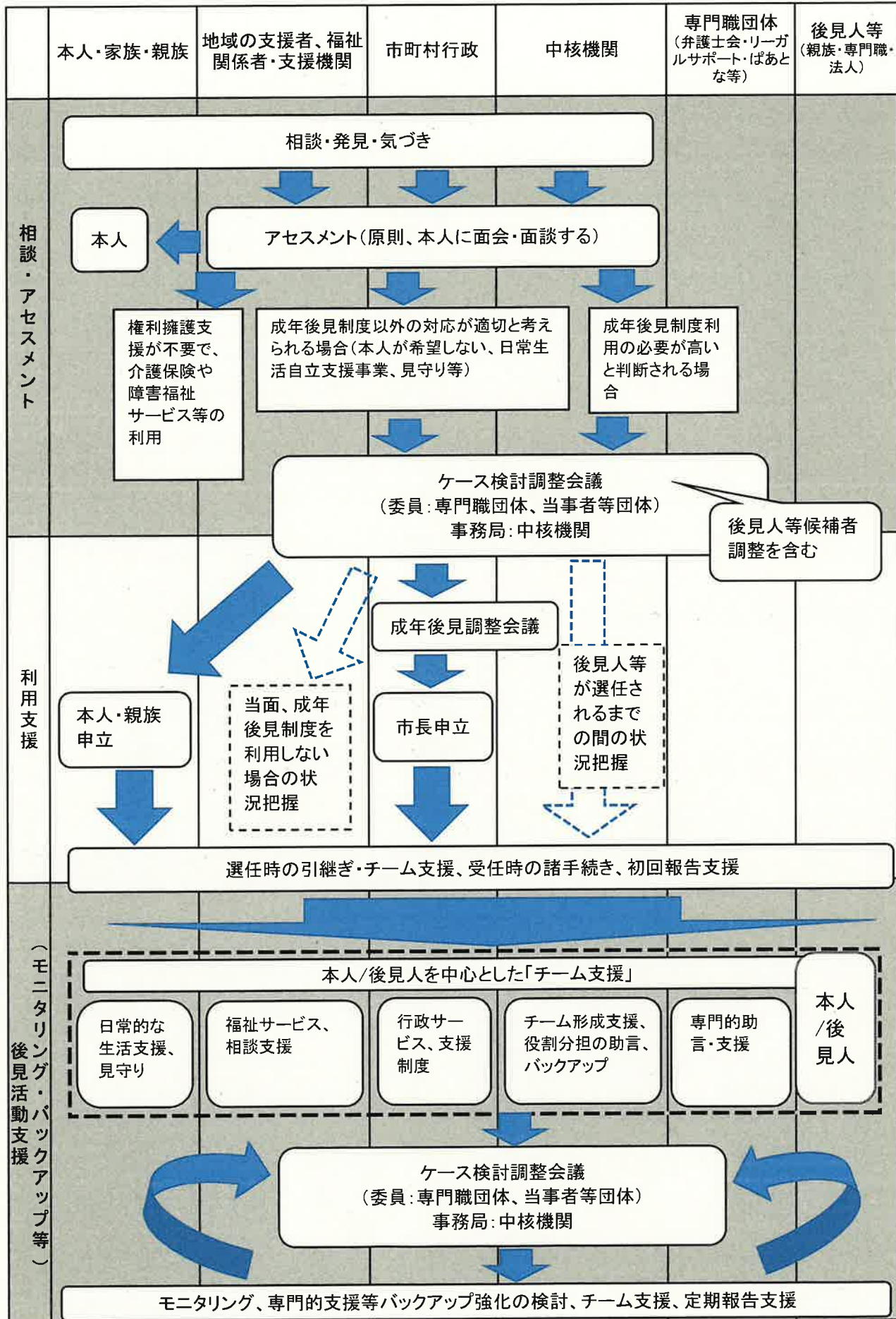
「成年後見制度利用促進体制整備委員会
「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」
(2018年3月)19項」

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



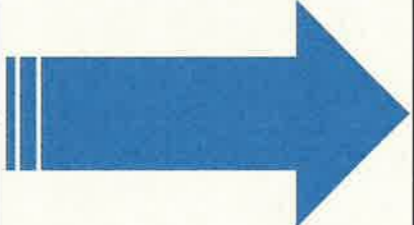

※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

中核機関の役割と支援の流れ



中核機関による切れ目のない成年後見制度利用支援（現状と今後）

平塚市成年後見利用支援センター

	広報	相談	制度利用支援		後見活動支援
			申立支援	候補者調整	
家庭裁判所			申立書受理・審査		後見監督
本人	将来に備えた制度説明(パンフレット等) 将来に備えた制度説明(講演会)	本人からの一般相談 本人からの専門相談 本人からの任意後見相談	本人申立ての支援 申立者がいない場合の市長申立ての支援 適時の任意後見監督人選任申立の支援		「本人意思の尊重、希望の実現」に向けた支援 <意思決定支援> チーム支援
親族・家族	将来に備えた制度説明(パンフレット等) 将来に備えた制度説明(講演会) 成年後見制度講座(年6回) 親族後見予習セミナー(年2回)	親族からの一般相談 親族からの専門相談 	親族申立て支援(個別・随時) 申立手続説明会(年3回)	親族後見人候補者の受任支援 	後見活動支援 (受任時の諸手続き、初回・定期・終了報告、各種許可申立) (個別・随時) 親族後見人講習会・交流会(年2回)
		親族からの任意後見相談	親族申立てが困難な場合の市長申立ての支援	第三者後見人の候補者選定	親族と第三者後見人の関係調整 遺産分割・支援預金等利用、課題解決後の親族へのパトタッチ支援
地域連携ネットワーク	関係機関	関係者からの一般相談 関係者からの専門相談 関係者からの任意後見相談	「本人情報シート」作成のサポート 関係機関による申立支援の間接的な支援 支援者のための申立手続講座(年1回)		役割分担 チーム支援 日常的な情報交換・共有 後見人の役割・機能・権限への理解・協力の促進
	専門職	講演会等の講師依頼	専門相談の分担依頼	申立代理・書類作成の弁護士・司法書士の紹介	役割分担、チーム支援 日常的な情報交換・共有 専門的な助言
	行政			市長申立のサポート	役割分担、チーム支援 日常的な情報交換・共有
備考/課題	「親族後見予習セミナー」の位置づけの周知(親族が後見人に選任されることを約束するものではないことなど)	ルールの明確化			
		法的根拠		後見人に不適正行為があった場合の対処のルール	
中核機関において機能を担う人材の確保					

参考2-7

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センター事業実施要綱第13条の規定に基づき、平塚市成年後見利用支援センター事業（以下「センター事業」という。）の効果的な運営のために置く諸会議の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置会議)

第2条 センター事業の効果的な運営のため次の会議を置く。

- (1) 企画運営会議
- (2) ケース検討調整会議
- (3) 成年後見支援ネットワーク連絡会

(企画運営会議)

第3条 センター事業の効果的な運営の調整を図ることを目的として企画運営会議を設置する。

(企画運営会議の所掌事項)

第4条 企画運営会議は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) センター事業として行う権利擁護人材の育成に関する事項
- (2) 地域における成年後見活動の質を高めるための活動支援に関する事項
- (3) その他、センター事業の効果的な運営の企画調整に関する事項

(企画運営会議の委員)

第5条 企画運営会議の委員（以下「委員」という。ただし、第11条における「委員」を除く。）は、5名以内とし、平塚市成年後見利用支援センター長（以下「センター長」という。）のほか、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度の利用対象者に関わる法律、福祉の専門的知識を有する者
- (2) 成年後見制度の利用対象者の権利擁護並びに保健医療福祉等の知識を有する者
- (3) 行政機関の職員

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 企画運営会議の委員長にセンター長を充て、委員長が委員のうちから副委員長を指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、企画運営会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(企画運営会議の会議)

第8条 企画運営会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 企画運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 企画運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

ろによる。

- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(ケース会議)

第9条 判断能力が不十分なことにより生活の維持が困難なケース（以下「ケース」という。）について、本人の権利を擁護する観点から、主として成年後見制度の利用による課題解決の調整を図ることを目的としてケース検討調整会議（以下「ケース会議」という。）を設置する。

(ケース会議の所掌事項)

第10条 ケース会議は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) ケースの支援方針の策定（後見制度を利用する場合は後見人等候補者調整を含む）に関する事項
- (2) 策定したケースの支援方針のモニタリング（後見人等の後見事務の評価を含む）及びモニタリング結果に基づく支援方針の見直しに関する事項
- (3) 成年後見人等の後見事務に関する苦情及び不適切事案の対応案に関する事項

(ケース会議の調整委員)

第11条 ケース会議の委員（以下「調整委員」という。）は、10名以内とし、センター長のほか、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) ケースの検討に関わる法律、福祉の専門的知識を有する者
- (2) 判断能力が不十分な当事者又はその立場を代弁することが期待できる者
- 2 現に平塚市成年後見制度利用促進協議会規則（平成26年規則第24号）第3条の協議会の委員である者は、調整委員となることができない。
- 3 本会会長は、調整委員の代理委員を、各1名に限り委嘱することができる。
- 4 調整委員の任期については、第6条の規定を準用する。

(会議長及び副会議長)

第12条 ケース会議の会議長にセンター長を充て、会議長が調整委員のうちから副会議長を指名する。

- 2 会議長は、会務を総理し、ケース会議を代表する。
- 3 副会議長は、会議長を補佐し、会議長に事故あるとき、又は会議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ケース会議の会議)

第13条 ケース会議の会議は、会議長が調整委員のうち5名以上を招集することによって開催する。

- 2 ケース会議の会議は、会議長又は副会議長のいずれかが出席し、かつ招集された調整委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 ケース会議の会議は会議長が議長となり、議事は、出席調整委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調整委員の所属する団体の構成員が第10条第3号の対象事案となっているときは、当該調整委員は表決に加わることができない。
- 5 会議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、調整委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(連絡会)

第14条 成年後見制度の利用を必要とする者に対し適切な支援を行うため、関係団体及び機関の連

絡を密にすることを目的として成年後見支援ネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（連絡会の所掌事項）

第15条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域における成年後見制度の利用促進及び円滑な制度利用に関する事項
- （2）成年後見制度に係る事例の共有及び支援の一般化に関する事項
- （3）成年後見制度利用支援事業及び権利擁護の啓発活動に関する事項

（連絡会の組織）

第16条 連絡会は、次に掲げる団体・機関等をもって組織する。

- （1）専門職能団体
- （2）地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所
- （3）福祉関係団体
- （4）民生委員
- （5）利用者・当事者団体
- （6）行政機関
- （7）その他成年後見制度に関係する事業所、機関及び団体等

（連絡会の会議）

第17条 連絡会は、センター長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

2 連絡会に、座長1人及び副座長1人を置き、センター長が指名する。

3 連絡会は、その所掌事項を行うため必要があると認めるときは、前条に規定する者（次条において「会員」という。）以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第18条 企画運営会議の委員、ケース会議の調整委員、連絡会の会員及び会議の出席者は、その職務上及び会議に出席したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第19条 企画運営会議、ケース会議及び連絡会の庶務は、平塚市成年後見利用支援センターにおいて処理する。

（その他）

第20条 この要領の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第6条第1項並びに第11条第4項の規定にかかわらず、企画運営会議及びケース会議の第1期の委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

3 この要領の施行の際、現に受任調整・企画運営会議の委員である者は、施行日に企画運営会議の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされた者の任期は、施行日における受任調整・企画運営会議の委員としての残任期間と同一の期間とする。

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見制度市長審判請求の要請に係る検討実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会が、平塚市成年後見利用支援センター（平塚市成年後見利用支援センター設置規則（平成26年規則第40号、以下「設置規則」という。）の規定により設置される平塚市成年後見利用支援センターをいう。以下「センター」という。）事業の委託を受けた場合において、平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定による市長審判請求の要請に係る検討の調整の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(ケース検討調整会議)

第2条 要綱第3条第2項の市長審判請求の要請に係る検討（以下「要請検討」という）は、平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領により設置されるケース検討調整会議の議を経るものとする。

- 2 ケース検討調整会議は、月の最終火曜日の前週の水曜日に開催することを常例とする。
- 3 前項の水曜日が、設置規則第4条の休業日に当たるときは、センターの長が開催日を別に定める。

(要請検討の依頼)

第3条 要請検討の依頼は、前条に規定するケース検討調整会議の開催日の12日前までに、センターの長に対し検討調整依頼書（第1号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 前項に規定する検討調整依頼書には、要綱第3条第2項に規定する要請書及びその他必要な書類を添付しなければならない。

(要請検討の結果)

第4条 センターの長は、要請検討の結果を前条第1項の依頼書の提出者に対し、意見書（第2号様式）により通知しなければならない。

附 則

この要領は、令和5年1月10日から施行する。

市長審判請求の要請に係る検討依頼書

令和 年 月 日

平塚市成年後見利用支援センター長 様

機関名 _____

住所 _____

連絡先 _____

代表者 _____

担当者 _____

平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定による市長審判請求の要請に係る検討について、次の書類を添えて依頼します。

1. 成年後見制度における市長審判請求要請書（審判請求対象者の氏名_____）

2. その他必要な書類（ _____ ）

令和 年 月 日

市長審判請求の要請に関する意見書

〇〇〇〇 様

平塚市成年後見利用支援センター長

令和 年 月 日付で依頼のあった市長審判請求の要請に係る検討の結果は以下のとおりです。

対象者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	TEL ()		
意見				
備考				

事務担当：

平塚市成年後見利用支援センター

電話 0463-35-6175 ファクシミリ 0463-63-3377

課題検討シート < 見本 >

令和 5 年 月 度 ケース検討調整会議

ケース番号		委員所属団体等 氏名	
現在			
1 本人の希望	(1) 今後したいこと		
	(2) 居所 (在宅・施設等)		
2 現在の本人の状態、生活上の課題	(1) 判断能力		
	(2) 意思疎通		
	(3) 健康状態		
	(4) 現在の生活状態と課題		
	(5) 収支の状態と財産管理		
3 生活の維持改善、後見制度の利用	(1) 維持改善に求められること		
	(2) 後見制度の利用、 後見人候補者		
	(3) 支援者、関係者に 求められること		
	(4) 留意事項		
4 その他			

○平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第 9 期])について

1 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）

高齢者福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8 に、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画として市町村が策定するよう定められています。

介護保険事業計画（※）は介護保険法第 117 条に、3 年を 1 期として、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として市町村が策定するよう定められています。

（※介護保険制度が創設された平成 12 年から 14 年までを第 1 期として、現在は第 8 期）

また、2 つの計画は、内容において密接な関連性を持つものであることから、これを一体のものとして策定するよう、老人福祉法及び介護保険法双方に規定されています。

2 国が示す第 9 期計画の基本指針のポイント

【基本的な考え】

- ① 9 期計画中に、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎える。
- ② 高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護の連携の必要性が高まっている一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる。
- ③ これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で計画に定めることが重要である。

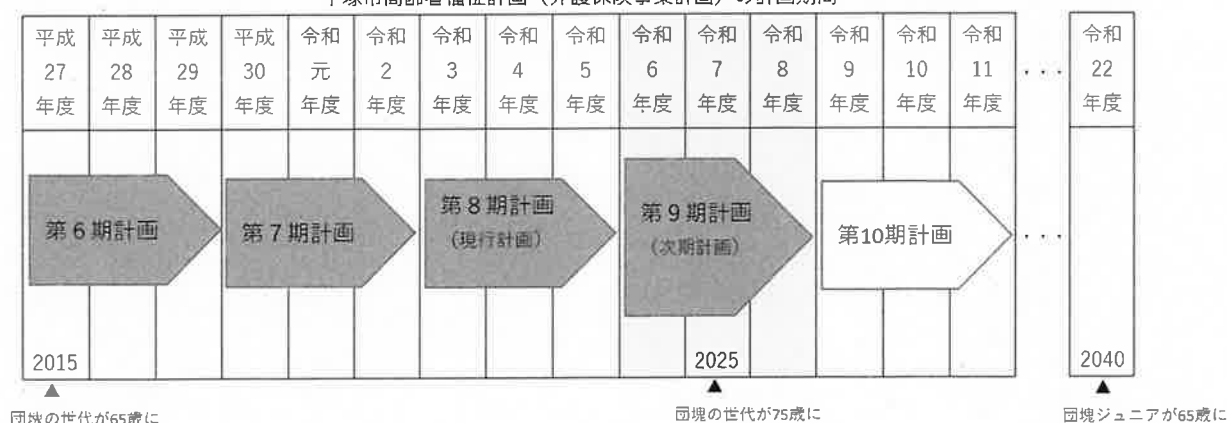
3 計画策定方針

【地域包括ケア計画】

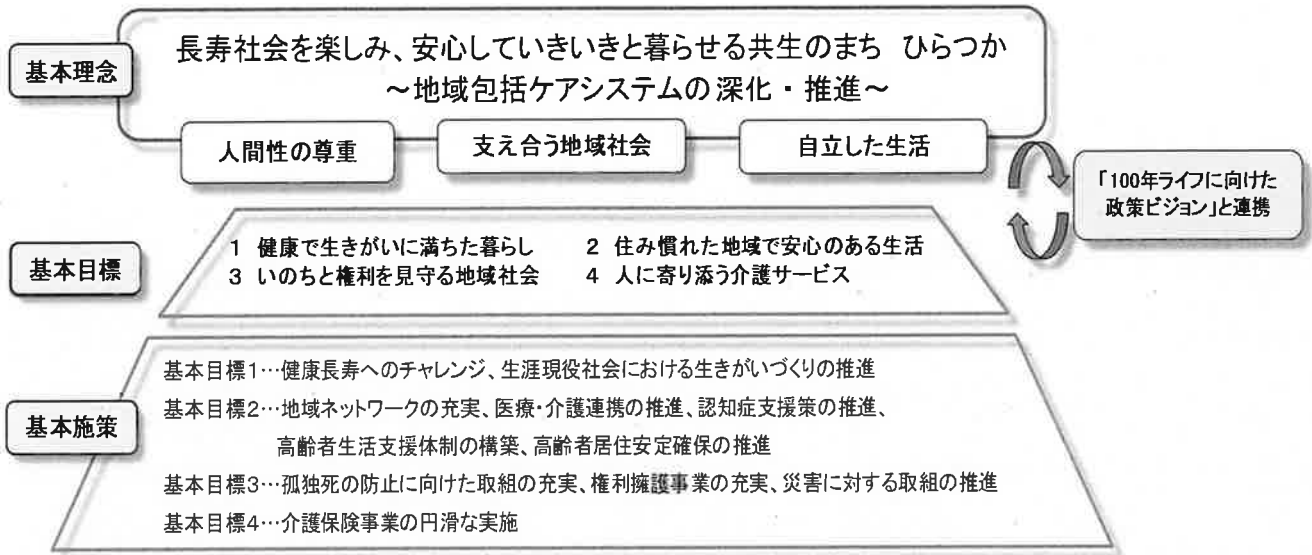
国は、第 6 期の介護保険事業計画以降の計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025 年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

このことを踏まえ、本市の第 6 期～第 8 期（現行計画）においては、2025 年（令和 7 年）の高齢者を取り巻く状況も視野に入れ計画を策定しています。このため、計画の理念、目標及び施策等の柱立ては、2025 年（令和 7 年）までの計画策定において基本的に継続することとします。

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の計画期間



平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画【第9期】)全体像



4 施策検討・実行部会

- (1) 総合事業／介護予防部会（部会長：地域包括ケア推進課地域包括ケア担当）
【検討課題】 健康増進と介護予防に関する取組 等
- (2) 認知症／権利擁護部会（部会長：高齢福祉課高齢者相談支援担当）
【検討課題】 認知症支援策や権利擁護の推進 等
- (3) 地域包括ケア／医療介護連携部会（部会長：地域包括ケア推進課医療・介護連携推進担当）
【検討課題】 高齢者生活支援体制や医療・介護連携体制の構築に向けた取組 等
- (4) 介護人材部会（部会長：介護保険課給付担当）
【検討課題】 介護人材の確保 等
- (5) 介護施設等検討部会（部会長：介護保険課給付担当）
【検討課題】 介護サービス基盤の整備や高齢者の住まいについて 等

5 令和5年度のスケジュール

- | | | |
|------|------------|---|
| (R5) | 6月～8月末 | 実行部会での分野別の検討、附属機関からの意見聴取 |
| | 8月下旬 | 実行部会最終報告 |
| | 10月中旬 | パブリックコメント前素案確定 |
| | 11月下旬 | 庁議報告、定例行政報告会 |
| (R6) | 12月初旬～1月上旬 | パブリックコメントの実施 |
| | 2月下旬 | パブリックコメント後素案確定 |
| | 3月中旬 | 庁議付議 |
| | 3月下旬 | 議員への情報提供 |
| | 4月中旬 | 計画策定及びパブリックコメント手続きの実施結果公表
理事者へ計画書製本の配布 |

以上